

スポーツをテーマとした地域振興の方向性

原 田 理 人

- I. はじめに
- II. 地域振興の必要性と根拠
- III. スポーツと地域振興の捉え方
- IV. スポーツによる地域振興の課題
- V. まとめ

I. はじめに

日本では、人口の急速な減少が続いており、それに伴う労働人口の減少、人口の大都市集中化による地方都市の人口減少が加速している。この人口減少傾向に伴い、地方自治体の税収が減縮すると共に地域活力も損なわれ、若手人口や労働人口の大都市圏流出という動きが顕著となっている。加えて地方交付税（特例加算分¹⁾）などの縮減傾向が追い打ちをかけることで、ますます地方経済は厳しさを増しており、求められる住民福祉²⁾の実現も困難になってきている。このように自治体経営が一層シビアとなっていく状況の中で、逼迫する財政コストを補い、地域産業を活性化する施策の必要性が生じている。

歴代の政府は高度成長期の時代から今日に至るまで、地域間における社会格差などの是正を基本とした地域振興を図るための様々な地域再生に取り組んできたが、どれも画期的な効果を得るに至っていない。従来の地域振興や地方創生といえ、その中身は公共事業（特にインフラ整備）などに頼るケースが多く、特異な例では平成元年の「ふるさと創生事業」のように、全国の自治体（不交付団体は除く）へ地方交付税として1億円をばら撒いたこともあった。その結果、青森県黒石市では純金製・純銀製のこけし二体を制作し、後に二億円で売却、兵庫県淡路市（旧津名町）では金塊を購入し相場を考慮して売却し、売買差益を得るという本来の目的には沿わない極端な例も見られた。これでは、いずれも長期にわたる地域の活性化や地域振興につながる政策とはいえない。

従来政策の傾向は、中央主導型の政策スキーム³⁾として展開されてきたが、近年では地方自治体の特徴のある社会環境や独自の発想などを活かし、国は地域の自主自立を基本としてそれらを

支援するというスタンスに変化してきている。

このような変化の背景は、地方分権一括法（2000年）⁴⁾を契機とした地方分権の進展が大きな特徴として挙げられる。この頃から地域の課題に対応するためには、中央政府による全国の画一的な施策よりも、地方の特殊事情を考慮した地方政策としての対応が現実的であるとする考え方が基本となっている。バブル期から長きに渡る景気後退⁵⁾などによって地方は軒並み財政赤字を抱え、公共事業投資を基本とした地域振興という政策手段も実現が困難になってきたこと、公共インフラも整備が一段落し、社会基盤整備という名目も馴染まなくなってきたことに加え、地域課題の大きなテーマが、少子・高齢化対策や産業振興、住民福祉など、「物」よりも「仕組み」に切り替わってきていることから、地域振興政策は地域の特徴に適合したものであるべきという考え方が一般的になってきており、これらを背景として、政府は地域の創意工夫と努力によって地域経済を活性化し、独自の地域振興に向けた施策を展開させる方針をとってきている。

このような状況から、地域振興には地域を活気づけ、地域人口を増加させる施策が必要とされており、加えて「定住人口」「移住人口」「交流人口」などの増加施策が求められている。

これらの中でも「交流人口」の増加は「地域インバウンドの増加」による経済効果を活性化する可能性を有していることから、効果的な地域振興政策の一つとされ、地域資源の再認識、再活性化によって地域における「目的活動」や「目的行動」を創り出すことの有効性を再認識する必要性が出てきている。

当然のことながら、この地域資源には様々な分野や特徴があり全国一様ではない。風光明媚な自然を有する地域があったり、歴史上貴重な文化財や寺社仏閣、全国でも有名な産品があったりなど、地域における貴重な財産ともいえる資源は、その地へ訪れる強い動機付けになっているが、必ずしもそのような競争力のある有効資源が存在しない地域もある。

今後待ち受ける国内の社会的な問題を踏まえ、スポーツをテーマとした地域政策の有効性や方向性を探ることで、地方自治体における「スポーツによる地域振興政策」推進のための基礎研究としたい。

II. 地域振興の必要性和根拠

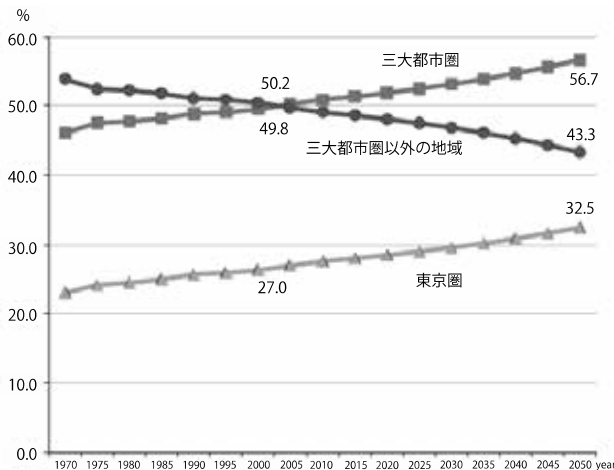
21世紀の日本社会は、少子高齢化社会の到来、人口減少の顕在化などが原因となる国内経済の低迷期を迎えるため、国や自治体にとっても極めて重大な課題を抱えている。総務省統計局の「将来推計人口」によれば、30年後には2,000万人もの人口が減少し、65歳以上の人口が全体の約38%にも達する見込みとなっている。つまり、それに伴って生産人口の割合も減少し、国民所得や総生産も著しく減少してしまうことが危惧されている。

こうなると、国民は都市部への移動傾向⁶⁾が強くなり、より人口地域間格差や都市部の人口偏重によって地域経済は一層の停滞を余儀なくされる可能性をもっている。すでに「税収の減縮傾向」などは顕著であり、国や自治体の苦悩を生んでいるため、自治体規模の大小に関わらず新たな産

業の創出や振興は喫緊の課題となっている。

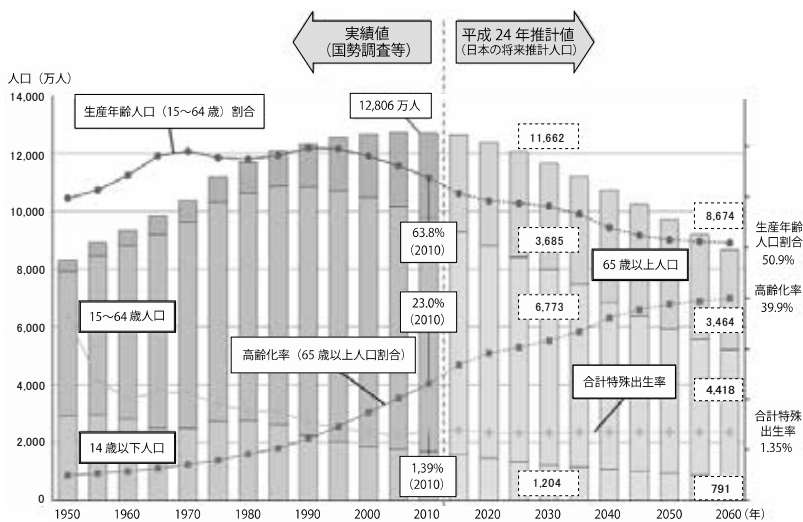
このような状況下においては、地域を活性化し住民福祉の充実化を図ることで、人口流出を抑止する必要がある。また、地域人口の増加には「定住人口」「移住人口」「交流人口」などに対する増加施策が求められており、「定住人口」「移住人口」の増加には子育て支援の充実化や雇用創出、介護福祉に対する手厚いサポートなどの対策が地方自治体の重い課題となっている。これらの施策には実現性にも差があり、速やかな対応が困難であることから、早期に成果が見込めるとは言い難い。

図表 1：三大都市圏及び東京圏の人口が総人口に占める割合



(出典)国土交通省国土審議会政策部会長期展望委員会「国土の長期展望」中間とりまとめ

図表 2：日本の人口推移



(出典)総務省「国勢調査」及び「人口推計」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口 平成24年1月推計」
:出生中位・死亡中位推計「各年10月1日現在人口」、厚生労働省「人口動態統計」

特に「交流人口」の増加には複合的な経済効果が期待されているほか、体制や各方面との連携さえ確保できれば、比較的早期に効果を出しやすいため、重要な地域振興政策の柱として位置付けられている。

これまでに問題視されてきた地域間格差は、現代の社会問題ではなく、戦後の復興に始まる地域振興問題は連綿と続いてきているものであり、地域振興関連立法は、戦後ほどなくして離島振興法が制定されたことを皮切りに今日に至るまで様々な形で展開されてきている。(図表3)

図表3：地域振興関連立法の変遷（抜粋）

年	地域振興関連立法	年	地域振興関連立法
1953	離島振興法	1990	過疎地域活性化特別措置法
1954	奄美群島振興開発特別措置法	1992	地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律
1958	台風常襲地帯における災害の防除に関する特別措置法		
1961	低開発地域工業開発促進法	1993	特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律
	産炭地域振興臨時措置法		
1962	新産業都市建設促進法	1998	新事業創出促進法(テクノポリス法、頭脳立地法廃止)
	豪雪地帯対策特別措置法		
1963	観光基本法	2000	地方分権一括法 過疎地域活性化自立促進特別措置法
1964	工業整備特別地域整備促進法		
1965	新産業都市建設及び工業整備特別地域整備のための国の財政上の特別措置に関する法律	2001	内閣に都市再生本部設置 文化芸術振興基本法
	山村振興法		
1969	小笠原諸島振興開発特別措置法	2002	構造改革特別区域法 都市再生特別措置法
1972	工業再配置促進法	2005	地域再生法
1980	過疎地域振興特別措置法		
1983	高度技術工業集積地域開発促進法(テクノポリス法)	2007	エコツーリズム推進法
1983	総合保養地域整備法	2008	観光圏整備法
1985	半島振興法	2010	過疎地域活性化自立促進特別措置法(延長)
1987	総合保養地域整備法	2011	スポーツ基本法
1988	地域産業の高度化に寄与する特定産業の集積の促進に関する法律(頭脳立地法) 多極分散型国土形成促進法	2012	過疎地域活性化自立促進特別措置法(再延長)
		2014	まち・ひと・しごと創生法
			地域再生法の一部を改正する法

このように地域振興関連法規は様々な側面から展開されてきており、地域間格差の是正や企業誘致、産業活性化などに加え、交流人口促進関連政策は“新たな潮流”といったものではなく、以前から地域振興策の一環として検討・推進されてきているものであることがわかる。しかしこれらの多くは、激しく移り変わる社会状況に対応しきれない側面も持っており、その時々様々な検討を通して形を変えながら時代や実情に即した進化を続けてきたといえよう。

これまでの地域政策は、国主導による「全国総合開発計画」などに基づいて国の施策が立案されていっており、指定された地域では補助金、税制などで様々な恩恵が得られるため、各地域は積極的な誘致競争を展開することになっていた。また、それらの政策はサスティナビリティに欠ける点が多く、全国一律のサービスを展開するには妥当な政策であっても、公共投資に偏重したハコモノやバラマキ政策といった趣向では、サービスが浸透し始めると地域間の差もなくなり、効果を見出すことも難しくなるといった状況であった。そういった旧パラダイムから大胆に方向転換するためには、国の基本政策をベースとしながらも、自らの地域の総意で将来を創り出すた

めの熱意や強い意志を持つ必要があり、地域の総力で中長期的な見通しに立った地域再生や地域振興に取り組まなければならない。

また、厳しい状況下におかれる地域においては現実を受け入れ、地域存続のための具体的な対策を講じる必要がある。現実問題として、全国すべての地方経済などを再生や創生していくことには困難が生じる可能性があり、日本全体の生産人口が減少局面（人口オーナス期）に入ってしまった中では、総体としての経済性の改善が見込めるわけではないため、ある地方における正の効果は、ある地方における負の効果を引き起こすことになる可能性が高い。つまり今後は厳しい地域間競争が起こりうると考えられるため、地域格差を埋めることには限界が生じることとなれば、特定側面においてはそれら格差を許容せざるを得ないということになるかもしれない。旧政策では、一定の所得再分配効果と最低限度の住民福祉も担保されてきてはいたが、今後の「地方主導の地方創生」では、熱意や創意工夫に溢れた人材や有効な地域資源を得ている地方と、そうでない地方とでは、人口の多少のみならず住環境、教育、医療等などの基本的な住民福祉やサービス面に及ぶ優勝劣敗の構図が明確になってしまう可能性がある。

内閣はこういった地域経済の縮減対策として「地方創生」を重要な政策の柱とし、様々な地域振興政策を打ち出してきている。その地域振興政策は、全12省庁から総数300を超えており、交付金総額も11兆円を超えるボリュームの予算が設定されている。「消滅可能性都市」などというシビアなリストも公表され、全国の自治体では“待ったなしの対応策”が必要となっている。

Ⅲ. スポーツと地域振興の捉え方

地域振興の取り組みは政府主導による全国一律の政策ではなく、主たるプランナーは地域であり、地域主導の政策の進行責任はあくまでも地域が持つというのがポイントとなっているため、地域における積極的な政策に伴う創意工夫や人材育成を必要とすることや、地域資源の再発見や再活性化によって地域における「目的活動」をつくり出すということの重要性も指摘されている。

この地域資源は地域によって様々な特徴があり、一様ではない。風光明媚な自然を有する地域があったり、歴史上貴重な文化財や寺社仏閣、全国でも有名な産品があったりなど、地域における貴重な財産ともいえる資源は、その地域へ訪れることの強い動機付けになるものと考えられる。

しかし競争力の高い有効資源を有しない地域も存在するため、誘客に有効な資源の一つとして「スポーツ」という目的活動をテーマとし、他の環境資源との相乗効果を上げることで不足する資源を補うという政策の可能性に注目が集まっている。

このように不足する地域資源を補い、地域活性をはかるために国は「スポーツを用いた地域振興政策」を打ち出している。しかし、扱う省庁が異なることによって類似する施策が存在し、地方自治体における担当部局も異なるため、本来の目的や効果が曖昧になることに加え、オペレーション上における混乱の可能性も出てきている。

今後の発展や効果的な政策を実現するためには、それぞれの特徴を明らかにすることで政策進捗と環境整備を進めるための理解を進めたい。

1) 「スポーツによる地域振興」における異なる政策

地域振興は、国の政策や交付税などに依存する体質を見直し、地方都市は、首都圏や三大都市圏⁷⁾との差別化や自然環境、地域資源などの特殊性を踏まえた振興を目指し、地域の創意をもって地域主導の地方創生⁸⁾を実現することが求められている。その中でも集客装置となる資源が数多く、特徴的なものが存在すれば地域振興の可能性も高まることになるが、小規模な自治体であっても文部科学省の「公共スポーツ施設の整備指針」においてスポーツ施設の整備基準が示されているため、一定の水準でスポーツ施設が整備されている。これは、国民のスポーツ活動の増大に対応し、スポーツの促進を図るためには、活動の場を確保することが不可欠であるとされ、文部科学省(旧文部省)においては昭和34年度から公共体育・スポーツ施設整備のための補助を進め、その結果、国内の体育・スポーツ施設の整備状況は、昭和60年では約29万か所となっていることから理解できる。

国は、こうしたスポーツ施設を有効な地域資源として位置づけ、貴重な集客装置(拠点)として捉えることで、重要な地域振興の柱となり得ることに着目したのである。このスポーツによる地域振興のあり方は、明確に定義付けている訳ではないが、大きく分けると二通りの考え方に整理できる。

まずは、文部科学省における「スポーツ振興政策の視点」で捉えるテーマで想定される効果は、「スポーツ振興による地域活性化」となり、あくまでも「地域におけるスポーツ振興」が前提となっている。

もう一つは、観光庁による「スポーツ・ツーリズムによる地域振興」が挙げられる。これは、スポーツを一つのツールとして地域振興を推進するというもので、着地型の観光の活性化を中心とし、スポーツに関わる目的活動の創出による地域振興効果を目指すという考え方である。どちらもスポーツを絡めた経済効果を間接的効果として狙うものといえるが、「スポーツ振興」を主たるテーマしているのか、「スポーツをテーマとした観光」を主たるテーマとしているかの違いがある。

どちらもスポーツというツールを活かした政策となり、経済効果は間接的効果の一部となるため、一見同じことのようにも聞こえるが、そのアプローチは根本的に異なるものである。

2) 「スポーツ振興による地域活性」という視座

日本のスポーツ振興を定めた法律は、教育目的かつ健康増進目的を中心とした普及目的として東京オリンピックの開催を契機に整備された「スポーツ振興法」であったが、これが約50年ぶりに改定となり、スポーツ振興を国家戦略として位置付けたスポーツ基本法が施行され、スポーツ

を国策として位置付けることで、旧態依然としたスポーツ界の仕組みや体制を改善・適正化することが示された。そして、複数の省庁にまたがるスポーツ関連行政を一体化することで人材や財源の効率化をはかる他、競技スポーツと地域スポーツ双方を体系的に推進するために「スポーツ庁」が創設され、今後におけるスポーツ行政の改革を目的としてはいるものの、なかなか具体的な改革方針は見えてきていない。

これまでの地域スポーツ促進は、そのほとんどが教育行政の一部として進められてきており、地域の公共スポーツ施設（学校施設を含む）は教育委員会によって監理されてきている。2003年の指定管理者制度を契機として民間にその管理運営委託を託せるようになってからも、その委託監理は教育委員会の管轄となっている。つまり現在でも多くの場合、公共スポーツ施設の整備や管理運営責任は教育委員会にある。

しかし、平成元年の保健体育審議会答申「21世紀に向けたスポーツの振興方策について」では、地方公共団体が地域住民のスポーツ活動の状況に応じて弾力的な施設の整備を図ることが可能となるよう改め、「スポーツ施設の整備の指針」が示された。こうして今後、生涯スポーツの一層の振興・充実を図っていくためには、地域の特性を踏まえたスポーツ施設整備が可能になったことを踏まえ、従来の地域住民の利用を基本とした施設整備基準で整備されてきたものが、地域の創意によって有効な集客装置を実現させることができるようになってきているなど、国は、より柔軟性をもって地域振興に寄与できるよう法的整備を進めてはいるが、発信元が文部科学省となるため、その監理責任は相変わらず教育委員会が負っていることに変化はない。

本来、文部科学省は教育（学校教育から生涯教育まで）や健康づくりなどを基本としてスポーツ振興を捉えているため、多くの場合そこに経済性という発想は生まれるべくもなく、推進の全てがコストという、いわば「コストセンター⁹⁾」とされてきた経緯がある。従って地域におけるスポーツ振興の責任は教育委員会が負うため、経済効果などはあくまでも間接的な効果を狙うしかなく、その結果には責任を持つことができない。つまり、スポーツ振興を担当する部局と経済効果を担当する部局に、それぞれ責任を分離せざるを得ないという不合理が生じる。

(1) 政令都市にみるスポーツ振興政策の状況と特徴

特に政令都市圏には集客対象となるプロスポーツのマーケットが存在するため、スポーツ振興政策の推進スピードは際立っている。プロスポーツを中心としたスポーツビジネスを核とする経済的効果に加え、住民の参加意識を育むなどの社会的効果も期待できるだけではなく、地域の知名度向上やイメージアップの効果も期待される。このように集客力の高いプロスポーツに牽引されて参加型スポーツイベントによる交流人口の増加と、これらに伴う観光消費の拡大に繋がるという経済的効果が間接的効果としての役割を果たすことになろう。

また、プロスポーツの集客力に依存するものの、イベントの魅力向上あるいは地域活性化効果を高める仕掛けとしては、プロスポーツチームにおけるファンクラブの充実化を支援するなどして

地域密着度を高める取り組みが必要であり、参加型スポーツイベントの開催においては観光分野と連携したプロモーションの展開などが求められる。

特に政令都市には国体会場が存在するため、様々なプロスポーツの所在地となっているケースが多く、それらを集客ターゲットとした交流人口の増加が期待されている。また、政令都市のスポーツ振興政策は単なるスポーツを通じた生涯教育や健康増進、高齢化対策ということのみならず、スポーツ振興という名目によって巨大施設をコストセンターからプロフィットセンター¹⁰⁾へと変革させることにある。

図表4：政令指定都市におけるスポーツ振興計画策定状況とスポーツ振興計画の重点

政令都市	策定年度	計画名	①具体的な目標設定	②スポーツを支える人材づくり	③スポーツ施設の整備・充実	④スポーツイベントの充実	⑤プロスポーツチームの存在をあげた都市	⑥国際的・全国的なスポーツイベントの開催実績をあげた都市	⑦その他
札幌市	H14	札幌市スポーツ振興計画 ※H24札幌市スポーツ推進計画に改定	○	○		○	○	○	・生涯にわたるスポーツライフの創造 ・コミュニティの醸成 ・スポーツ環境の整備 ・H19年度に左記実行計画として「札幌市スポーツ振興計画アクションプラン」策定→スポーツ推進計画
仙台市	H14	仙台市スポーツ振興基本計画 ※H22仙台市スポーツ推進計画に改定	○		○	○	○	○	・地域スポーツ活動・環境の充実
さいたま市	H16	さいたま市スポーツ振興計画 ※H28さいたま市スポーツ推進まちづくり計画に改定	○	○		○	○	○	H28年度全面改定
千葉市	H07	千葉市生涯スポーツマスタープラン ※H28千葉市スポーツ推進計画に改定	○	○		○	○	○	H29改定 ・東京オリンピックへの対応によるスポーツ文化の醸成
川崎市	H05	川崎市スポーツ振興基本計画 ※H24川崎市スポーツ推進計画に改定	○	○		○	○	○	H24年度全面改訂
横浜市	H18	横浜市スポーツ振興基本計画 (いきいきスポーツプラン2010)	○	○		○	○	○	
新潟市	H17	新潟市スポーツ振興基本計画 ※H27新潟市スポーツ推進計画に改定	○	○		○	○	○	H27年度全面改訂
静岡市	H19	静岡市スポーツ振興基本計画 ※H27静岡市スポーツ推進計画に改定	○	○		○	○	○	
浜松市	H16	浜松市スポーツ振興基本計画 ※H26静岡市スポーツ推進計画に改定	○	○		○	○	-	H20年度全面改訂
名古屋市	H14	なごやマイ・スポーツ推進プラン ※H25名古屋市スポーツ推進計画に改定	○	○	○	○	○	○	・「する」「みる」「ささえる」スポーツの普及のための体系的な施策の推進 ・H25年度全面改訂
京都市	H13	「新世紀スポーツごころ」推進プラン (京都市市民スポーツ振興計画) ※H23京都市市民スポーツ振興計画に改定	○	○		○	○	-	・誰もが、いつでも、どこでも、いろんなかたちでスポーツに親しめる環境を、みんなで支え合う「スポーツごころ」を結ぶまちづくり H23年度全面改訂
大阪市	H15	大阪市生涯スポーツ振興計画 ※H29大阪市スポーツ振興計画に改定	○	○	○	○	○	○	・スポーツの楽しさがあふれるまちづくり H29年度全面改訂
堺市	H24	堺市スポーツ推進計画 ※H28第2次堺市スポーツ推進計画に改定	○	○	○	○	○	-	・基本理念や基本方針、実施方針の検討 H28年度全面改訂
神戸市	H11	神戸アスリートタウン構想基本計画 ※H25神戸市スポーツ振興プランに改定	○	○	○	○	○	○	・子供から高齢者、障害者からトップアスリートまで、すべての人が、それぞれの価値観に応じてスポーツを楽しむ、健康づくりができる仕組みづくり
岡山市	H22	岡山市スポーツ構想基本計画 ※H24岡山市スポーツ推進計画に改定	○	○	○	○	○	-	H24年度全面改訂
広島市	H23	広島市スポーツ振興計画(改訂版)	○	○	○	○	○	○	・重点プログラムの設定
北九州市	H18	北九州市スポーツ振興計画 ※H28改定版	○	○	○	○	○	-	H28年度改訂
福岡市	S49	市民スポーツ振興総合計画 ※H22福岡市スポーツ振興計画に改定	○	○	○	○	○	-	・市民のニーズに対応した健康づくりスポーツの振興 H22年度全面改訂

資料：政令指定都市アンケート調査改定後の内容に加筆修正

図表4、図表5に示されるように、スポーツ振興を視点とした地域活性の方向性においては、あくまでもスポーツの振興における直接的な効果を中心に整理されている。政令都市では、国のスポーツ基本法整備のタイミングを受けてスポーツ振興計画の改定が進められ、その内容はどれも国の基本計画を踏襲したものとなっている。その結果、「する」「みる」「ささえる」というスポーツの捉え方にも大きな変化はないが、従来の計画において比較的曖昧であった成果は、具体的な数字目標を示したものとなっている。

また、各政令指定都市における施策の特徴は、各都市が有するスポーツ環境による影響が強く打ち出されている。その方向性は、各都市に所在するプロスポーツチームなどの絡みや、積極的なスポーツイベントの開催となっている。スポーツ振興という視点では、スポーツ参加率や観戦者数、施設の利用者数などの増加目標には明確な目標値が定められているものの、経済性を踏まえた地域振興の視点には触れておらず、「連携・協働」という項目の中でわずかに触れられている程度である。

図表5：各政令指定都市の認識する環境・条件と特色出しの方向性

政令都市	認識する環境・条件	特色出しの方向性
札幌市	<ul style="list-style-type: none"> ・プロスポーツチームの存在（コンサドーレ札幌、北海道日本ハムファイターズ） ・国際的・全国的スポーツイベントの開催実績（FIS ノルディックスキー世界選手権札幌大会） ・市民参加型スポーツイベントの開催実績（札幌市民体育大会） ・スポーツ活動実施率 	<ul style="list-style-type: none"> ・総合型地域スポーツクラブのしくみづくり ・総合的なスポーツ情報の提供 ・トップスポーツの積極活用 ・スポーツ人材確保のしくみづくり ・ウィンタースポーツの調査・研究の推進 ・健康づくり運動とスポーツ振興の連携
仙台市	<ul style="list-style-type: none"> ・プロスポーツチームの存在（ベガルタ仙台、東北楽天ゴールデンイーグルス、仙台89ERS） ・地域スポーツ関連団体の存在（学区民体育振興会等） 	<ul style="list-style-type: none"> ・マイタウンスポーツ活動（地域スポーツ活動等）の推進
さいたま市	<ul style="list-style-type: none"> ・プロスポーツチームの存在（浦和レッズ、大宮アルディージャ） ・国際的・全国的スポーツイベントの開催実績（さいたまシティカップ） ・市民参加型スポーツイベントの開催実績（さいたまシティマラソン） 	<ul style="list-style-type: none"> ・各区にスポーツ振興会を組織し、区ごとに特色のあるスポーツイベント等を企画・開催
千葉市	<ul style="list-style-type: none"> ・プロスポーツチームの存在（千葉ロッテマリーンズ、ジェフ千葉） ・国際的・全国的スポーツイベントの開催実績（国際千葉駅伝、千葉国際クロスカントリー） 	<ul style="list-style-type: none"> ・市の自然環境の特徴である「緑」「水辺」を活かしたスポーツ・レクリエーション活動の推進
川崎市	<ul style="list-style-type: none"> ・プロスポーツチームの存在（川崎フロンターレ） ・国際的・全国的スポーツイベントの開催実績（スーパー陸上競技大会、日本陸上競技選手権大会、全日本トランポリン競技選手権大会等） ・市民参加型スポーツイベントの開催実績（走り方教室、競歩を体験してみよう等） ・スポーツ活動実施率 	<ul style="list-style-type: none"> ・計画の5本柱「家族・自然・健康・仲間・スポーツ」
横浜市	<ul style="list-style-type: none"> ・都市圏の特徴である「地域住民の交流が希薄」「身近に人の集まる場所が少ない」等の課題がある中で、スポーツをつながりとした地域の活性化 	<ul style="list-style-type: none"> ・数値化した目標の設定 ・目標を実現するための具体的な施策 ・これまでの進捗状況を確認し、5か年を目途に具体的な施策について見直しを図る
新潟市	<ul style="list-style-type: none"> ・プロスポーツチームの存在（アルビレックス新潟） ・国際的・全国的スポーツイベントの開催実績（FIFA ワールドカップ・新潟国体・新潟マラソン） ・市民参加型スポーツイベントの開催実績（新潟シティマラソン） 	<ul style="list-style-type: none"> ・新潟シティマラソン大会開催、地域スポーツの振興など
静岡市	<ul style="list-style-type: none"> ・プロスポーツチームの存在（清水エスバルス、シャモンVマジック） ・スポーツ活動実施率 	<ul style="list-style-type: none"> ・市単独の広域スポーツセンター設置の検討 ・重点施策「広域スポーツセンター機能の整備」 ・スポーツ活動実施率
浜松市	<ul style="list-style-type: none"> ・浜松市・スポーツ活動実施率 	<ul style="list-style-type: none"> ・スポーツ実施率だけでなく、「成人の年1回以上のスポーツ観戦・応援実施率」「成人の年1回以上のスポーツ支援実施率」「成人の公共スポーツ施設利用満足度」についても具体的な目標数値を設定

政令都市	認識する環境・条件	特色出しの方向性
名古屋市	<ul style="list-style-type: none"> ・プロスポーツチームの存在 (名古屋グランパスエイト、中日ドラゴンズ等) ・国際的・全国的スポーツイベントの開催実績 (名古屋国際女子マラソン、NHK杯国際フィギアスケート、バレーボール世界選手権大会等) ・市民参加型スポーツイベントの開催実績 (名古屋シティマラソン、市民スポーツ祭、なごやマイ・スポーツフェスティバル等) 	<ul style="list-style-type: none"> ・マイ・スポーツの普及によりスポーツ振興を図ること。 (例：マイ・スポーツフェスティバルの開催)
京都市	<ul style="list-style-type: none"> ・体育振興会、体育指導委員による市民の主体的なスポーツ活動が地域に根付いていること 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域体育館の現行配置計画の早期完了と新たな配置計画の策定 ・新たなスポーツ拠点施設の整備
大阪市	<ul style="list-style-type: none"> ・プロスポーツチームの存在 (オリックス・バファローズ、セレッソ大阪、大阪エヴェッサ、シュライカー大阪、大阪ゴールドビリケーナズ) ・国際的・全国的スポーツイベントの開催実績 (国際グランプリ陸上、FIVB ビーチバレーワールドツアー日本大会、FIVB ワールドグランプリ、大阪市長杯世界スーパージュニアテニス選手権大会、大阪国際女子マラソン、全日本都道府県対抗少年剣道優勝大会、社会人野球日本選手権大会等) ・市民参加型スポーツイベントの開催実績 (市長杯大会、大阪ウオーク、オリンピックデーラン、大阪ハーフマラソン) ・スポーツ施設の整備状況 	<ul style="list-style-type: none"> ・「するスポーツ」「見るスポーツ」「支えるスポーツ」「スポーツ文化の創造」という多面的な取組
堺市	<ul style="list-style-type: none"> ・国際的・全国的スポーツイベントの開催実績 (泉州国際市民マラソン、ツアーオブジャパン堺ステージ) ・市民参加型スポーツイベントの開催実績 (堺市民マラソン、市民オリンピック、堺国際ソーテーマーチ、泉州国際市民マラソン等) ・スポーツ施設の整備状況 ・スポーツ活動実施率 	<ul style="list-style-type: none"> ・サッカー・ナショナルトレーニングセンター(堺トレセン)の活用 ・堺型総合スポーツ事業(トップレベルチームとの連携事業)
神戸市	<ul style="list-style-type: none"> ・プロスポーツチームの存在 (ヴィッセル神戸(サッカーJリーグ)、デウスン神戸(フットサルFリーグ)、オリックス・バファローズ(プロ野球)、神戸9クルーズ(関西独立リーグ)、兵庫スイングスマイリーズ(女子プロ野球)、神戸製鋼コベルコスティーラーズ(ラグビートップリーグ)、久光製薬スプリングス(女子バレーボールプレミアリーグ)) ・国際的・全国的スポーツイベントの開催実績 (2002FIFA ワールドカップ、のじぎく兵庫国体兵庫大会、萩村杯ジャパンオープン国際卓球選手権大会) ・市民参加型スポーツイベントの開催実績 (スポーツフェスティバルこうべ) 	<ul style="list-style-type: none"> ・Re コンディショニング・センター ・ウォーキング・タウン ・神戸総合型地域スポーツクラブの育成・支援 ・アスリートタウン
岡山市	<ul style="list-style-type: none"> ・プロスポーツチームの存在 (サッカー：ファジアーノ岡山、バレー：シーガルズ) 	未定
広島市	<ul style="list-style-type: none"> ・プロスポーツチームの存在 (広島東洋カープ、サンフレッチェ広島) ・国際的・全国的スポーツイベントの開催実績 (全国都道府県対抗男子駅伝競走大会(ひろしま男子駅伝)、ひろしま国際平和マラソンなど) ・市民参加型スポーツイベントの開催実績 (広島市スポーツ・レクリエーションフェスティバル、区民スポーツ大会など) ・スポーツ施設の整備状況 ・スポーツ活動実施率 	<ul style="list-style-type: none"> ・広島型の総合型地域スポーツクラブについて検討 ・トップス広島と連携した取組について検討(広島市を舞台に活躍しているプロやトップレベルの企業等のスポーツチームが競技種目の枠を超えて「特定非営利活動法人 広島トップスポーツクラブネットワーク(略称：トップス広島)」を設立、競技活動の傍ら、地域スポーツの普及・振興に関わる活動を行っている。)
北九州市	<ul style="list-style-type: none"> ・スポーツ施設の整備状況 ・スポーツ活動実施率 	<ul style="list-style-type: none"> ・市民チームの育成(本市に本拠をおくサッカーチーム「ニューウェーブ北九州」のJリーグ入りを支援するなど)
福岡市	<ul style="list-style-type: none"> ・プロスポーツチームの存在 (福岡ソフトバンクホークス、アビスパ福岡、ライジング福岡) ・国際的・全国的スポーツイベントの開催実績 (ユニバーシアード福岡大会、世界水泳選手権福岡大会等) ・市民参加型スポーツイベントの開催実績 (市民総合スポーツ大会等) ・スポーツ施設の整備状況 	<ul style="list-style-type: none"> ・健康づくりスポーツの市民運動化 ・現有するスポーツ施設の有効活用 (アセットマネジメントの導入)と、新規施設整備についてのプロセスの開示

資料：政令指定都市アンケート調査

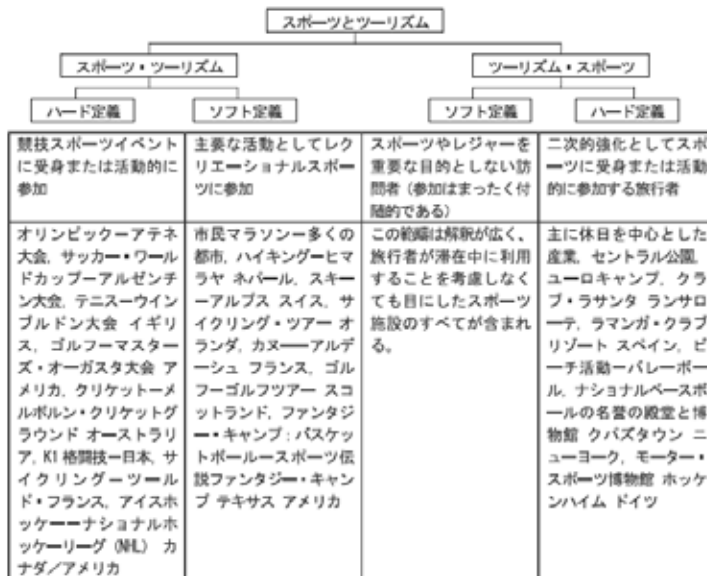
3) 「スポーツ・ツーリズムによる地域振興」という視座

(1) スポーツ・ツーリズムの定義

スポーツ・ツーリズムの先行研究は数多いが、Robinson and Gammon (2004) は、スポーツを目的活動とした観光をさしているスポーツ・ツーリズムと、スポーツが観光の副次的な活動となるツーリズム・スポーツに大別している（図表6）のは理解を進める上で合理的な分類である。スポーツ・ツーリズムについてはスポーツを競技やレクリエーションという活動の趣旨によってカテゴライズし、ツーリズム・スポーツについては観光における副次的・付随的な活動という捉え方を基準として、ソフト定義とハード定義の分類を行っている。

また、原田（2003）においては、スポーツ参加型、スポーツ観戦型、都市アトラクション訪問型というタイプ別の現状について研究されており、工藤・野川（2002）は、観光資源としての視点として、イベント、プロスポーツ観戦、レクリエーションといった直接参加するスポーツ機会や観戦機会を創出するスポーツをスポーツ・ツーリズムの対象領域とし、「スポーツやスポーツイベントへの参加または観戦を目的として旅行し、目的地に最低でも24時間以上滞在すること」と定めている。（図表7）また、二宮（2009）は、スポーツ・ツーリズムの理論モデルを用いて、「非日常空間に一時的であれ滞在してスポーツ活動を行う旅行全般を広く捉えてスポーツ・ツーリズムである」としている。

図表6：スポーツとツーリズムの概観



出所：Robinson and Gammon (2004) A Question of Primary and Secondary Motives: Revisiting and Applying the Sport Tourism Framework, p.225.

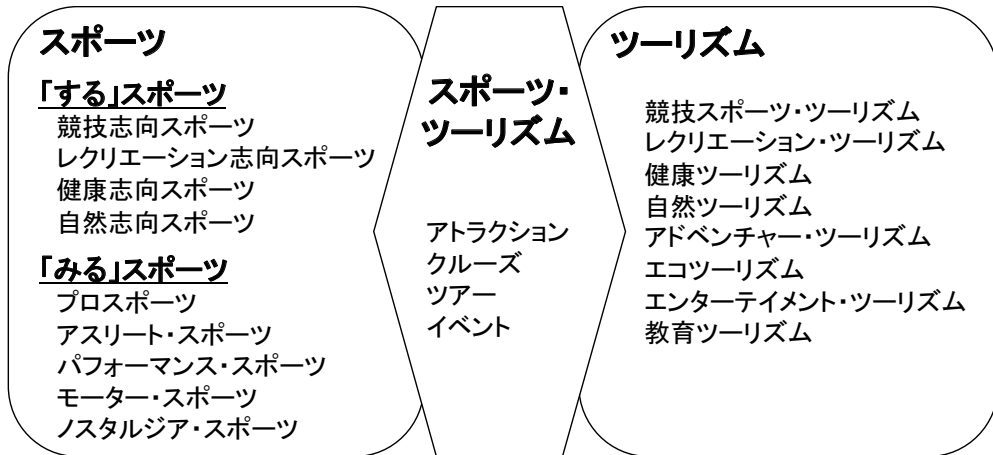
出典：「日本におけるスポーツ・ツーリズムの諸相」2009 二宮浩彰

図表 7 : 先行研究に見られるスポーツ・ツーリズムの定義

- ・ 野外の特に興味を引かれるような自然環境下で行われたり、人為的なスポーツや身体活動を伴うレクリエーション施設で為される、休暇のようなレジャー期間中の人々の行動パターンとして説明される (Ruskin, 1987)
- ・ 非商業的な目的で生活圏を離れスポーツに関わる活動に参加または観戦することを目的とした旅行 (Hall, 1992)
- ・ 観戦者または参加者としてスポーツに関する活動に関わって休日を過ごすこと (Weed & Bull, 1997)
- ・ 日常生活圏外で、旅行または滞在中に直接的あるいは間接的に競技的またはレクリエーション的なスポーツに参加する個人またはグループ(ただし旅行の主目的はスポーツ) (Gammon & Robinson, 1997)
- ・ 身体活動に参加するため、観戦するため、または身体活動と結びついたアトラクション詣でのために日常生活圏外に一時的に出るレジャーをベースにした旅行 (Gibson, 1998)
- ・ 気軽にあるいは組織的に非商業的やビジネス/商業目的に関わらず、スポーツに関する活動における全ての能動的・受動的参与の形態で、必然的に自宅や仕事に関わる地域を離れ旅行すること (Standevin & De Knop, 1998)
- ・ スポーツやスポーツイベントへの参加または観戦を目的として旅行し、目的地に最低でも24時間以上滞在すること(滞在する一時的訪問者) (野川, 1993 ; 1996 ; 野川・工藤, 1998)
- ・ 限定された期間で生活圏を離れスポーツをベースとした旅行をすること. そのスポーツとは、ユニークなルール、優れた技量をもとにした競技、遊び戯れるという特質で特徴付けられたものである (Hinch & Higham, 2001)

出典：スポーツ・ツーリズムにおける研究枠組みに関する研究“スポーツ”の捉え方に着目して—工藤 康宏・野川 春夫

図表 8 : スポーツとツーリズムの領域からみたスポーツ・ツーリズムの範疇

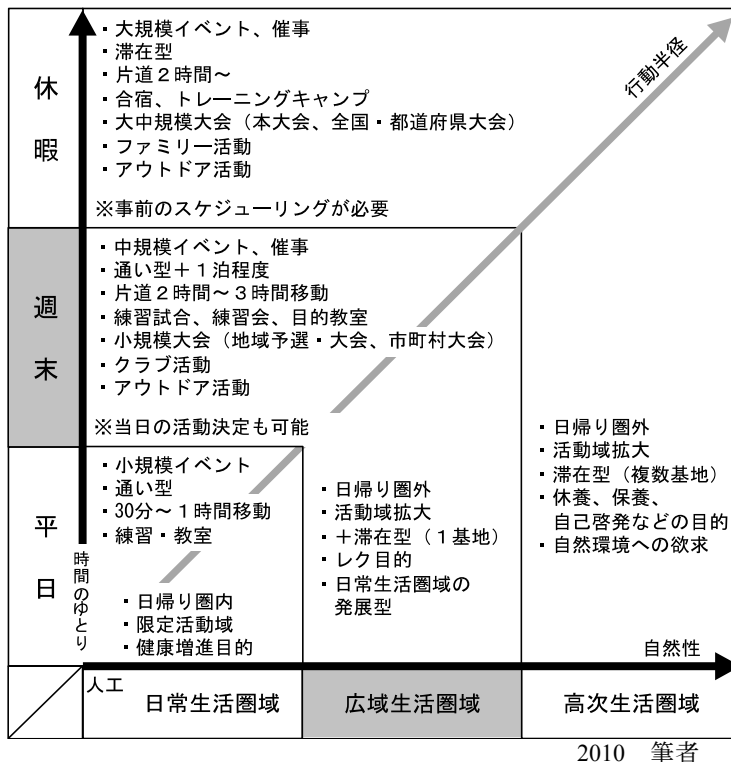


出典：「日本におけるスポーツ・ツーリズムの諸相」2009 二宮浩彰

これらのようにスポーツ・ツーリズムの定義に関する解釈も一様ではないが、そのスポーツ・ツーリズムの範疇に関する点には大きな差はみられない。つまり、宿泊や移動などを含む比較的ダイナミックで能動的な活動がこの範疇に入ってくるという理解である。(図表 8) また、スポーツ・ツーリズムは日常生活圏域外に滞在することが規定されているものが散見され、時制次元では、滞在期間を 24 時間以上とする考えがあるが、日帰り活動も範疇に含めなければならない。そこで人の空間次元や移動距離などと志向するスポーツ活動との相関は低くないこと (図表 9)、また様々な

スポーツ機会の選択には必ずしも宿泊行為を含む必要はなく、そこに移動や何らかの空間次元の移動が生じれば、すなわちそこにスポーツ・ツーリズムは成立するのではないかと捉え、スポーツ・ツーリズムの定義は、「日常生活圏域からの移動を伴い、広域生活圏域から高次生活圏域までに及ぶスポーツをテーマとした目的活動を伴う観光行為全般」をとすると理解しやすい。

図表 9：生活空間と日常からみたスポーツ活動の特徴



(2) 国家戦略としての「スポーツ・ツーリズム」

政府は国内外の観光促進を国家戦略として位置付け、「観光基本法（昭和38年）」を「観光立国推進基本法（平成18年）」へ改定し、観光立国の実現を総合的かつ計画的に推進することを前提として、平成21年に全府省で構成される観光立国推進本部の「観光連携コンソーシアム」において「スポーツ観光」がとり上げられた。そしてスポーツ団体、観光団体、スポーツ関連企業、旅行関係企業、メディア及び文部科学省など関係省庁合同の「スポーツ・ツーリズム推進連絡会議」によって「スポーツ・ツーリズム推進基本方針」が取りまとめられることになった。

さらに平成28年に国は、「成長戦略」として「スポーツの成長産業化」を柱に据え、スポーツ施設を地域経済の中核としていくといった方針を打ち出している。また、平成29年3月24日に、安倍総理が政府方針として、2025年までに地域におけるスポーツ観光を推進するため、地域振興

拠点整備の一環としてスポーツ交流拠点の整備を打ち出し、全国に20箇所の「スマート・ベンチャー構想*1」を基本とした拠点整備を進めるために、関連法規、交付金等における整備を全力で進めると発表されている。

このように政府は積極的なスポーツ観光の推進や、インバウンド需要の増加を目指すことを明言しているため、スポーツはもはや国家戦略の重要なコンテンツとなっていることが読み取れる。

2020年東京オリンピックを起爆剤として、地方自治体には、地域における「スポーツ・ツーリズム」を積極的に促進させるため、着地型の観光を受け入れる環境整備や、その推進責任を明記している。

(3) スポーツ・ツーリズムの意義と目的

この「スポーツをテーマとした地域振興」は、1979年、アメリカのインディアナポリスにおいて街の活性化のために用いられた政策が始まりとされている。インディアナポリスはアメリカ合衆国インディアナ州中央部マリオン郡にある同州最大の都市であり、同郡の郡庁所在地である。

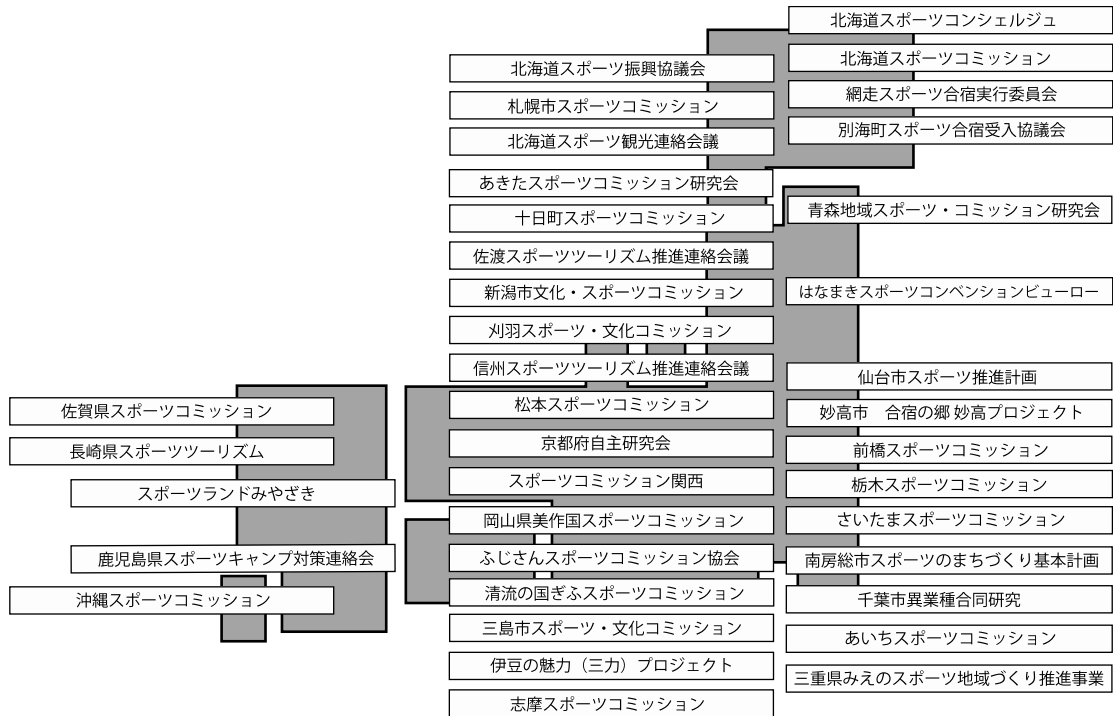
インディアナポリスはカーレースなどが強くイメージされる都市であり、スポーツの町として目覚ましく発展した都市とされているが、かつては鉄鋼業で賑わった街も、都市化の波に乗り遅れ、人口の減少と企業の撤退が追い討ちをかけることで街の荒廃が進んでいたが、この地域独自の文化であるカーレースやスポーツの国際大会・全米規模のスポーツイベントを積極的に誘致し、交流人口が増えるとともに大規模ショッピングセンターやコンベンションホールの建設、などを進めたことで、衰退した街が甦ったと伝えられている。これらの成功を契機として、現在、全米各都市で約540ともいわれるスポーツをテーマとした地域振興の推進エンジンともいえる団体が設立されている。

このようにスポーツ・ツーリズムの推進は、疲弊する地方自治体の税収不足によるコスト削減を補い、人材の育成や産業活性といった地域振興の起爆剤として期待されている。

このスポーツをテーマとしたスポーツ・ツーリズムは、当該地域がスポーツ活動やスポーツ目的の各種活動を実現する目的地として地域の資産を活かしたスポーツイベントの誘致や開催支援し、スポーツ活動全面に関する支援体制を整備することによって交流人口の増加をはかり、地域の活性化を目指してしていくというものである。しかし、現状においてはスポーツ観光を推進していく意欲を有し、具体的にそれらを政策として打ち出している自治体はまだ少なく、スポーツによる地域振興が計画されているのは大規模自治体偏重の傾向となっている。

地域におけるスポーツイベントやスポーツ合宿誘致、スポーツイベント開催支援、スポーツ活動全面に関する支援体制を整備し、スポーツを伴ったインバウンドツーリズムの促進や、目的活動の創出によって交流人口の拡大を図り、地域経済の活性化という成果を導き出すのがスポーツ・ツーリズムの真髄である。

図表 10：全国のスポーツによる地域振興推進状況



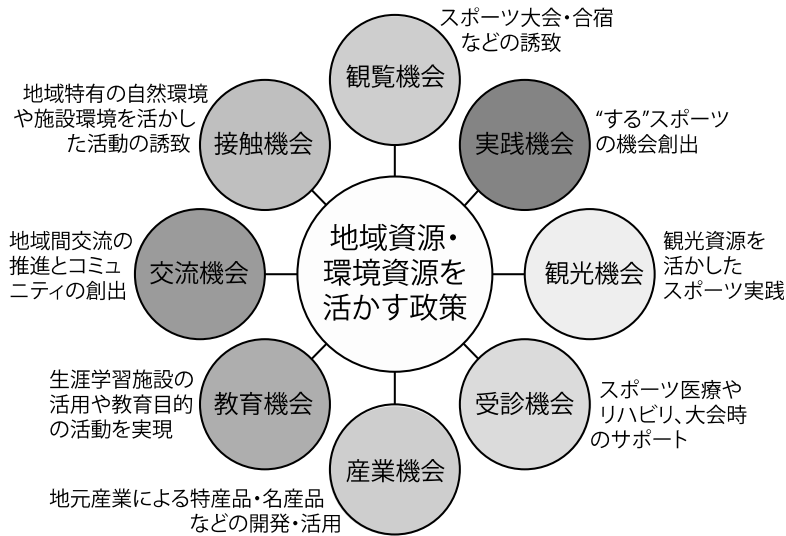
スポーツ・ツーリズムは、「日本の持つ自然の多様性や環境を活用し、スポーツという新たなモチベーションを持った訪日外国人旅行者を取り込んでいくだけでなく、国内観光旅行における需要の喚起と、旅行消費の拡大、雇用の創出にも寄与するものである。」というように「スポーツ・ツーリズム推進基本方針」の中に明記されている。

さらに、「スポーツ・ツーリズムに期待する効果」としては、①訪日外国人旅行者の増加、②国際イベントの開催件数増加、③国内観光旅行の宿泊数・消費額の増加、④活力ある長寿社会づくり、⑤若年層の旅行振興、⑥休暇に関する議論の活発化、⑦産業の振興、⑧国際交流の促進といったものが想定されているが、これらのうち大規模自治体でなければ該当しない項目は別として、③国内観光旅行の宿泊数・消費額の増加、④活力ある長寿社会づくり、⑦産業の振興、⑧国際交流の促進などは、自治体の規模にかかわらず地域の活力醸成として期待される項目である。これらの他にも、「人材の育成・登用」「自主自立の精神を育成」「地域資源の利活用」「地域の魅力づくり」など数多くの効果が期待される。

政府の号令は全国の自治体へ発せられても、スポーツ・ツーリズムの推進を政策として計画している自治体の事情は一様ではない。自治体規模の大小、経済環境、地域の主要産業、インフラの充実度、交通条件等、抱えている課題は様々である事情を鑑みると、その規模や着手のコンセプトなども多種多様となる。スポーツによる地域振興政策（地域資源・環境資源を活かす政策）

は様々な機会の創出（図表 11）をもたらすが、これらの機会を積極的に活かしていくことで地域振興を形づくっていくことにつながると考えられる。

図表 11：地域資源・環境資源を活かす政策と様々な機会の創出



このように、スポーツ・ツーリズムによる地域振興においては、地域におけるスポーツ振興という視点よりも観光分野や産業分野による地域内連携や協働といった経済性をベースとした成果の追求が基本となっている。したがって、自治体の組織機能としては、教育委員会ではなく産業振興、商工観光といった産業分野の部局によって推進されているケースが多く、各分野の専門企業や団体を含めた連携機能の構築が求められる。

つまり、スポーツ・ツーリズムによる地域振興は、あくまでもスポーツをツールとして地域内の経済効果を向上させることが目的となっており、経済効果と社会的効果のバランスで捉えれば、明らかに経済効果を優先した政策といえる。

(4) スポーツによる地域振興の事例

すでに日本国内では、多くの地域振興が進められてきている。中でもさいたま市や大阪市では活発に政策が進められており、実績も着実に積み上がっている。また、単独の自治体ではなく広域連携における推進も出てきている。

平成 19 年、瀬戸内海を挟んだ広島県側と愛媛県側がパートナーとなって『瀬戸内しまなみ海道振興協議会』が設立された。瀬戸内しまなみ海道のサイクリングは、サイクリストのメッカと言われ、瀬戸内の景色を目玉として、圏内・海外を問わず観光誘客による地域振興策が推進されて

いる。瀬戸内しまなみ海道は全長 59.4km で、広島県尾道市と愛媛県今治市を 9 つの橋で 8 の島を結んでいる。「海の上を自転車ですたると」という、「しまなみならでは」の魅力はサイクリストに大人気となっており、風光明媚で歴史と文化があふれる島々を巡りながら、日本で初めて海峡を横断できる全長約 70km の自転車道をサイクリングで満喫できる。平成 24 年度の自転車通行台数は 17 万台に上るといふ。

また、海外においても画期的な成果が報告されている。米国のポートランド（オレゴン州）はシアトルの南に位置し、人口 60 万人の地方都市であるが、2000 年以降はポートランド市に本社を置く世界一のスポーツメーカーであるナイキ社を中心にスポーツ産業が活性化し、起業を希望して転入する人口が増加しているといふ。同市では、年間にスポーツイベントが 1,000 件以上開催されており、200 万人の交流人口を誇っている。新たに生まれたスポーツ商品を製造・販売するアウトドアショップや、地元の食材を使ったレストランや個性あふれるショップが次々と生まれているといわれている。

このように地域における特徴を活かし、キラーコンテンツを創り出している例では、画期的な成果が現れている。全てがこのように大成功が保証されているわけではないが、身の丈にあった発想と地道な環境整備が成功への鍵となっている。

図表 12：2013 年度に千葉県で開催されたスポーツイベントと成果の例

大会名	種目	開催地	開催期間	参加者数	継続開催
1 ちばアクアラインマラソン2014	マラソン	木更津市、袖ヶ浦市	14年10月	13,946名 (応援約31万人)	—
2 2013国際千葉駅伝	駅伝	千葉市(県総合スポーツセンター等)	13年11月	143名 (応援約32万人)	○
3 第49回千葉国際クロスカントリー大会 第27回昭和の森市民クロスカントリー大会	クロスカントリー	千葉市(昭和の森)	14年2月	—	○
4 第4回 館山トレイルランレース & アドベンチャーフェスタ	トレイルラン	館山町、富津市	13年12月	1,104名	○
5 オープンウォータースイミング ジャパンオープン2013館山	オープンウォーター スイミング	館山市(北条海岸沖)	13年7月	54名	○
6 第1回日本マスターズ水泳スプリント選手権大会	水泳	習志野市(千葉県国際総合水泳場)	13年11月、12月	3,410名	—
7 第39回 全国JOCジュニアオリンピックカップ 春季水泳競技大会 水球競技	水球	習志野市(千葉県国際総合水泳場)	14年3月	—	○
8 2013幕張チャレンジトライアスロンフェスタ	ロードレース、アクア スロン、トライアスロン	千葉市(幕張海浜公園等)	13年6月	約1,240名	○
9 第4回館山わかしおトライアスロン大会	トライアスロン	館山市(沖ノ島、海上自衛隊館山航空基地)	13年6月	1,035名	○
10 第9回手賀沼トライアスロン大会	トライアスロン	柏市	13年8月	404名	○
11 第9回銚子マリナートライアスロン大会	トライアスロン	銚子市(銚子マリナー等)	13年10月	約520名	○
12 第16回千葉市海浜アクアスロン大会	アクアスロン	千葉市(稲毛海浜公園)	13年9月	約440名	○
13 2013館南アクアスロン+オーシャンスイム大会	アクアスロン オーシャンスイム	館南町(勝山海岸)	13年10月	約240名	○
14 全日本サーフィングランドチャンピオンゲームス2013	サーフィン	南房総市(千倉海岸)	13年11月	216名	—
15 第5回全日本ユースライフセービング選手権大会	ライフセービング	南房総市(岩井海岸)	13年6月	約200名	○
16 第10回全日本ジュニア・ライフセービング競技会	ライフセービング	南房総市(岩井海岸)	13年8月、9月	—	—
17 ILS公認 インターナショナル・サーフレスキュー・チャレンジ	ライフセービング	御宿町(御宿海岸)	13年9月	—	—
18 第28回全日本学生ライフセービング選手権大会	ライフセービング	御宿町(御宿海岸)	13年9月	42校	○
19 第1回近代3種日本選手権大会 in 千葉 兼 第8回JOCジュニアオリンピックカップ	近代三種	長柄町 (日本メディカルトレーニングセンター)	13年9月	定員290名	—
20 ツール・ド・ちば2013	自転車	富津市、成田市、鴨川市等	13年10月	延べ1,744名	○
21 StationRide in 南房総	自転車	南房総市、館山市	13年11月	290名	—
22 ファミリーマートカップ第33回全日本バレーボール小学生大会	バレーボール	浦安市(運動公園総合体育館)ほか	13年8月	98チーム	○
23 第8回15U全国KB野球秋季大会	野球	成田市(ナスバスタジアム)ほか	13年10月	31チーム	—
24 第59回 全日本教員ソフトボール選手権大会	ソフトボール	千葉市(県総合スポーツセンター等)	13年8月	32チーム	—
25 全日本学生バドミントン選手権大会	バドミントン	千葉市(千葉ポートアリーナ等)	13年10月	—	—

26	2013 DUNLOP CUP全国選抜ジュニアテニス選手権大会	テニス	柏市(吉田記念テニス研修センター)	13年5月	約120名	○
27	かしわ国際オープンテニストーナメント2013	テニス	柏市(吉田記念テニス研修センター)	13年6月、7月	—	○
28	第35回記念全日本レディースソフトテニス決勝大会	ソフトテニス	白子町	13年8月	48チーム	—
29	第20回 全日本クラブソフトテニス選手権大会	ソフトテニス	白子町	13年11月	—	○
30	第13回 全国小学生ソフトテニス大会	ソフトテニス	白子町	14年3月	—	○
31	第23回 NEC 全日本選抜車いすテニス選手権大会	車いすテニス	柏市(吉田記念テニス研修センター)	13年11月、12月	20名	○
32	講道館杯全日本柔道体重別選手権大会	柔道	千葉市(千葉ポートアリーナ)	13年11月	約430名	○
33	第67回全日本体操団体選手権	体操	千葉市(幕張メッセ)	13年11月	144名	—
34	Nationals 2014	チアリーディング	千葉市(幕張メッセ)	14年3月	406チーム	○
35	第8回オールジャパン・ジュニアダンススポーツカップ2013inちば	ダンス	千葉市(千葉ポートアリーナ)	13年8月	—	—
36	2014スーパージャパンカップダンス	ダンス	千葉市(幕張メッセ)	14年3月	—	○
37	日本プロゴルフ選手権大会 日清カップヌードル杯	ゴルフ	印西市(総武カントリークラブ)	13年5月	144名 (観戦19,890人)	—
38	ブリヂストンオープンゴルフトーナメント2013	ゴルフ	千葉市(袖ヶ浦カンツリークラブ)	13年10月	102名 (11,496人)	○
39	Hitachi 3Tours Championship 2013	ゴルフ	千葉市(平川カントリークラブ)	13年12月	18名	○
40	サイバーエージェント レディスゴルフトーナメント	ゴルフ	市原市(鶴舞カントリー倶楽部)	13年5月	103名 (9,459人)	○
41	ニチレイレディス2013	ゴルフ	千葉市(袖ヶ浦カンツリークラブ)	13年6月	108名 (11,365人)	○
42	アース・モンダミンカップ	ゴルフ	袖ヶ浦市(カメリアヒルズカントリークラブ)	13年6月	120名 (8,932人)	○
43	富士通レディス2013	ゴルフ	千葉市(東急セブンハンドレッドクラブ)	13年10月	96名 (6,980人)	○
44	樋口久子 森永製菓 ウイダーレディス2013	ゴルフ	市原市(森永高滝カントリー倶楽部)	13年11月	96名 (8,060人)	○
45	伊藤園レディスゴルフトーナメント2013	ゴルフ	長南町(グレートアイランド倶楽部)	13年11月	92名 (12,397人)	○

(出所)各種資料をもとにちばぎん総合研究所が作成。

(※)アクアラインマラソンのみ14年度の開催。「継続開催」は12年度またはそれ以前にも県内で実施している大会。

(5) スポーツ・ツーリズムの効果的な推進

スポーツ・ツーリズムを効果的に推進していくためには、スポーツコンテンツやスポーツ事業の積極的な開発、イベント(大会、研修会、キャンプ、合宿、実習など)招致・開催を通して地域における交流人口を増やすことの工夫や、スポーツをテーマとした目的活動の現場となる地域の協力・協働などを含めた環境整備が必要となっている。推進地域や自治体は、自らの地域の資源や環境をブランディングし、競合する地域や自治体との差別化を進めながら魅力ある地域と魅力あるコンテンツを生み出すことによって地域経済を活性化し、スポーツ交流で活気のある地域環境づくりを実現しなくてはならない。

このようなスポーツを活用した地域環境整備によって新たな価値創造を実現していくには、地元の企業(宿泊施設、観光関連施設、移動交通、旅行会社、飲食店、商店など)や観光協会などの観光団体と、スポーツ団体、商工会、宿泊業組合などの各種団体との連携・協働が必要であり、これらメンバーと行政から成る連携組織やプラットフォーム(DMO: Destination Management Organization)が必要である。これらのうち、スポーツに特化したDMOや組織機能は、「スポーツコミッション」と呼ばれ、さいたま市で組織された「さいたまスポーツコミッション」などでは、年間100以上のスポーツコンテンツが展開され、活発なイベント誘致や事業展開が進められている。

この「スポーツコミッション」は、自治体や公共団体などが事業主体となって専門企業や専門家などと連携し、自治体が持ち得ない専門分野との連携、情報アンテナの拡大、マーケティングや営業力の獲得など、いわゆるノウハウの獲得や連携によって経済効果の向上を目指すという組織機能を有するものであり、「スポーツイベントの誘致やスポーツ活動などを通じた地域振興」を

目的として設立された組織・団体・事業などをさしている。

札幌市や長野市などにおいては、かねてよりスポーツを通じた産業振興や集客促進が自治体活性化戦略上、非常に重要であることが指摘されてきているが、最大級のスポーツコンテンツともいえる「オリンピック」の実施における関連施設建設という「巨額投資」を伴った社会資本ストックが、後に「多額の維持管理コスト」を生むコストセンターとなって当該自治体の財政を強く圧迫しており、これらのコスト負担の問題を解決しなければならないという深刻な問題を抱えていたことに起因しているといっても過言ではない。

また、近年話題となっている「東京マラソン」や「ちばアクアラインマラソン」にも象徴されるように、全国の自治体がマラソンなどの参加型スポーツイベント、さらにプロスポーツの試合、国際大会などの観戦型スポーツイベントの開催、あるいはスポーツキャンプなどのスポーツ活動誘致によって生み出される経済波及効果を狙った事業の有効性が認識されているため、国内における多くの自治体では、特徴ある独自の資源や産業を活かし、「する、見る」のみのスポーツイベント誘致にとどまらず、文化・芸術部門を含めて、医療、物販、飲食、宿泊など多彩な産業や専門団体との連携を促進し、地域総体としての積極的な事業展開を目指すことが検討されている。

IV. スポーツによる地域振興の課題

日本は観光立国として、また観光振興を国家戦略としていくことは、今日の積極的な地域観光PRの現状や2,000万人を超えた外国人観光客数をみても理解できる。その流れを背景として、今後はスポーツによる地域振興も多くの地域で進められていくと考えられるが、その実態はどのようなものなのか、またどのように着手、進行すべきなのかといったことは、特にスタンダードがあるわけではない。

全ての計画が順調に進むわけではなく、計画進行上で生じるネガティブ要因や課題にも様々なものがある。例えば、中規模都市において、産業育成や観光誘致を進めてきたが、観光資源が少なく、誘客を進めようとしても訴求力のある魅力が備わっていないというケースや、大都市圏からは遠く、幹線道路から距離がありアクセスもよくないというケース。地元の産業は農業、漁業などが中心で、少子高齢化も進んでいるケースや、事業推進に必要なインフラが十分に整備されていないため、スポーツによる地域振興政策を推進するうえでのハードルは高いと考えているケースも存在する。

また、自治体の規模が極端に小さく、安定的に予算を確保していくことが困難であり、インフラも相応の規模や機能が備わっていないうえに、追加の設備投資もままならないといったもの。もしくは、明らかに隣接する中規模都市には見劣りするため、集客などの面で新たなチャレンジがしづらいという事例も存在する。

これらのように、スポーツによる地域振興の取組みが進まない要因について整理してみると、

図表 13 のようになる。それぞれが抱える問題は一樣ではないものの、実は自治体における取組みが進まない根本的な理由には、さほど大きな差はないことがわかる。これをみると小規模自治体ではインフラの規模や予算レベル、人材不足が共通した課題で、それら一つひとつが独立して障害となっているわけではなく、実は複合的な要因となっている。

また、図表 14 をみると、潤沢な予算措置や豊富なインフラ、十分な人材などを手当することができたとしても、スポーツによる地域振興は、一般的に大規模自治体のほうが有利である可能性が感じられる。大規模自治体には、国体の開催なども可能な大規模施設が整備されているため、相応規模のイベント誘致が求められる一方で、日常的に運営を活性化しなければ施設の莫大な維持管理費の負担問題がある。

このコスト負担は年々増加傾向になり、コストセンターとしての問題は重い。しかし、自治体規模に応じて施設の維持管理コストのボリュームは異なるものの、自治体規模の大小に関わらず財源不足であることに変わりはない。

スポーツによる地域振興の事業推進には、自治体を含めて地域全体の意欲が不可欠であり、現状における問題意識が明確でな

ければならないが、たとえ現段階で不足するファクターが存在したとしても、「その自治体ならではの」魅力が必ず存在すると考えられるため、多くの観光入込客が見込めない地域でも、必ず他には知り得ない「地域ならではの」特徴が隠れていると考えられる。地域振興にはこのように解決策を見出していくことが必要となっている。

図表 13：スポーツによる地域振興が推進されない主な要因

- ①自治体の意欲が低い、もしくは必要性を感じていない。
- ②誘客するほどのインフラが整備されていない。
- ③地域の魅力が低い（自然環境、特産品、地域産品）。
- ④アクセスや交通事情が悪い（高速道路、鉄道）。
- ⑤民間企業が少なく、宿泊施設などのキャパシティが小さい。
- ⑥人材が少なく、地域ぐるみの活動が進めづらい。
- ⑦シティセールスを進めるにも方法がわからない。
- ⑧自治体に予算が少なく安定的に振興事業が進められない。
- ⑨自治体に推進する能力やアイデアが不足している。
- ⑩十分な予算措置が叶わない。

図表 14：自治体規模と事業開催・誘致内容の特徴

項目	大規模自治体(県、政令指定都市、特別区)	中小規模自治体(市町村)
国際大会	積極的に誘致、部分開催も可能	部分開催や練習会場として使用
大会規模	全国大会、都道府県大会、予選	都道府県大会、部分開催、予選
全国リーグ	積極的に誘致、開催可能	部分開催、練習会場提供可能
実施種目	ほぼ限定せずに幅広く誘致、実施可能	インフラの規模によって限定的
誘致観客数	大量観客及び実施者誘致	観客席付施設が少ないため、限定的
宿泊施設	大量宿泊可能	中規模、小規模宿泊可能
スタッフ	大量動員可能、要望に沿った人材選択	人材確保は限定的
事業規模	規模に応じた予算措置が可能	予算規模も限定的
エリア	広域使用を視野に実施検討	周辺地域、圏域レベルの実施

これらの表にあるように、自治体や地域における対応可能なテーマや事業規模は異なっている。スポーツによる地域振興の政策や事業を導入するためには、自治体の現状や特徴によって着手方法も異なるが、なかには新潟県十日町市のように、民間企業や団体主導によって進められているといった珍しいケースも存在する。ただし民間主導の事業展開であっても、現実的には自治体の協力・協働がなければ必要とされる予算や事業、助成金などの手当を受けることがむずかしくなることや、特定の民間事業者が主導すると一部の企業による利益誘導が懸念されるため、他の事業者の同意を得ることが困難になる恐れも考えられる。

特に地域の特産品開発などにおいては、産業間や同業者間の信頼関係によって進めることが大前提となるものの、民間事業者には常に競争原理がはたらくため、公平・公正な役割分担は実現しにくいという背景も見え隠れしている。

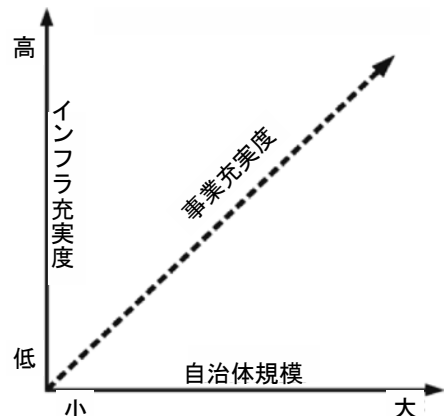
地域の活性化や地域間交流の拡大に関しては推進メンバーの共通理解は得られるものの、個別のテーマについて理解を得るには、相応の手間を要する可能性がある。また宿泊施設ならば自らの施設に宿泊させたいと考え、飲食店ならば自店舗で食事をしてもらいたいと考えるのも不思議ではない。このように少しでも組織機能のバランスを欠くとすぐに足並みが揃わなくなるという問題が生じる。商店や飲食店は、特産品開発には理解を示しながらも仕入れや開発に際しての手間が本業に影響する可能性もあるため、足並みを揃えることがむずかしく、少しでも抵抗する店舗や企業が出てこようものなら、計画を思うように進行させることはできない。

1) 自治体規模と地域振興（事業）規模の関係

国の積極的な政策は、その反面、近い将来にそれぞれの狙いもさほど差異がない中で、隣接自治体同士、もしくは政令指定都市や特別区などにおいて計画される政策などと競合状態に陥る可能性を示唆している。全国各地で急速な広がりを見せていくと考えられる「スポーツをテーマとした地域振興」であるが、計画される自治体規模の大小やスポーツインフラの整備状況も一様ではない。特別区や政令指定都市などは人口ボリュームだけでなく、インフラも数多く存在し、経済環境も充実しているため、多くのオーディエンスを対象としたイベントや催事が可能となっている。（図表 15）

つまり大規模自治体には強い動員力があるほか、開催・誘致イベントなどの規模やかかるコストも大規模になることが見込まれるため、対象が大規模事業とすることができるポテンシャルを有しているため、強いアドバンテージを持っている。（図表 14）

図表 15：自治体規模とインフラ充実度の関係



しかし、社会資本ストックの大小や充実傾向のみでは政策や事業の成功は計れない。中小自治体であっても地域資源を磨き上げ、独自性を創出することで有効な目的活動を創出していくことで地域に優位性をもたらす可能性がある。(図表 16)

また、多くの困難を抱えながらもあえて積極対策を打ち出し、補助金をつけて半ば強引に大規模イベントの開催を実現させたとしても、十分な人的サービスや地元の協力体制が脆弱となってしまうのは、次回の確約だけでなく継続的な開催も叶わなくなるといった恐れもある。

これまでの自治体における健康増進施策の基本は、住民の「体育・スポーツの振興」と「健康・体力の増進」を図るための中心的機能を果たすことであったため、その活用目的は、多くの場合地域住民の利用に供するための

図表 16：自治体規模と地域振興事業の特徴と比較

活動想定を基本として整備されており、地域外利用や大規模事業に対する活動量は想定されていない。

今後も全国の自治体においてスポーツによる地域振興の動きが活発化し、スポーツ合宿やイベント誘致における自治体間の競争も激しくなると思われるため、中小規模の自治体であっても都市再生の戦略に基づいた地域の優位性や特性を活かす工夫と、単なるスポーツ活動拠点としてではなく、環境や活動内容に特徴や独自性を持たせる努力が堅実な成果をもたらす鍵となっていくといえる。

振興モデル	概要	特徴
①大規模自治体における地域振興モデル (特別区・政令都市規模)	商業施設などと共に多くが都心部周辺、及び交通至便な地域に立地し、自治体からの様々な助成を獲得し、豊富な人的資源や施設規模の活用、大規模イベントの誘致が可能。	<ul style="list-style-type: none"> ・上位組織設立し、関連事業者及び機能を包括 ・国際、全国規模などの大規模イベント誘致を中心としたマーケティング ・連携団体は国内・外の統括団体まで広い ・経済効果も投資額に伴って大きい ・関連事業者数も多いため、様々な要望に応えられる応用性が高い ・集客・誘致範囲が広い ・大規模イベントに対応する臨時スタッフやボランティアの確保が容易 ・大規模イベント誘致に耐えうる施設規模と仕様、施設数、施設構成を有する
②中規模自治体における地域振興モデル (中規模都市)	商業施設と共に都心部近隣に立地し、自治体による何らかの助成を実現し、潤沢ではないものの人的資源の支援や施設の有効性を目指して、中規模イベントの誘致が可能。	<ul style="list-style-type: none"> ・上位組織の設立と、関連事業者のコンソーシアムの組織双方検討 ・地域、都道府県規模などのイベント誘致を中心としたマーケティング ・連携団体は国内、県内の統括団体レベルまで ・経済効果も投資額によるが、周辺インフラを考慮し、限定的 ・関連事業者数は多くはないが、必要最低限度の要望に応えられる ・イベント誘致範囲は中・小規模を中心に ・中規模イベントに対応する臨時スタッフやボランティアの確保が課題 ・中規模イベント誘致に耐えうる施設規模と仕様、施設数、施設構成を確認
③小規模自治体における地域振興モデル (小規模都市、町村規模)	商業施設も少なく、国、県自治体の助成が必要。人的資源も豊富とはいえず長期的な育成が必要。施設規模にはハンディがあるため、企画などの中身に強い目的性をもたせることが必要。中・小規模イベントの誘致が目標。	<ul style="list-style-type: none"> ・既存の施設管理運営法人による関連事業者のコンソーシアムを組織 ・地域、都道府県、市町村規模などのイベント誘致を中心としたマーケティング ・連携団体は国内、県内、市町村の団体を対象 ・経済効果も投資額によるが、周辺インフラを考慮し、限定的 ・関連事業者数は少なくはないが、必要最低限度の要望に応えられる ・誘致範囲は中・小規模 ・中・小規模イベントに対応する臨時スタッフやボランティアの確保が課題 ・中・小規模イベント誘致に耐えうる施設規模と仕様、施設構成

2016年 筆者

V. まとめ

スポーツをテーマとする地域振興は、スポーツイベントの誘致や開催支援、スポーツ活動全面に関する支援体制を整備することにより、スポーツを伴ったインバウンドツーリズムなどを促進し、交流人口の拡大を図ることで地域経済を活性化していくというものであるため、大きな国際的なイベントであれば、国が率先して誘致をサポートし、国内のイベントであれば、その規模や開催方法に鑑み、その条件を満たす自治体が積極的に誘致・推進していくこととなっている。

しかし、これらに関する政策は異なる省庁からアプローチされているという実態があり、自治体の認識も様々である。これらに対し積極的に着手している自治体は比較的大規模の自治体が多く、社会資本ストックの負担軽減策が待った無しの状況であることが背景にある。

全国における地域振興や地域創生が求められる現状から、政策のアプローチ方法を選択する上で国の政策を比較し、政策の異なる点を明らかにした。

地域振興や地域創生の必要性はどの地方自治体でも理解しており、すでに数多くの政策が進められてきているが、国の政策にならった縦割り行政の課題が見え隠れしているため、「スポーツによる地域振興」をどのように着手・進行するかイメージは掴みづらいのかもしれない。したがって地方自治体は、国の政策が明示されると交付金等の獲得に意欲を持つが、どこのどういった政策対応が妥当なのか、どのように計画していくかの判断に迷うことになる。

今回の研究によって2通りの例に焦点を当て、スポーツによる地域振興の特徴を明らかにしてきたが、決定的な違いは効果の想定であろう。この効果は大きく分けて経済的效果と社会的効果の2つに分けられ、物やサービスの生産・消費に関わる経済効果と経済的效果以外のすべての効果といえる社会的効果である。

これまでスポーツは教育行政を基本とした社会的効果を中心とした振興となっており、そこに経済性という発想は生まれ得なかったが、今後は地域活性の柱として、積極的な経済的效果を求めることが必要になってきている。教育振興的アプローチの場合には副次的効果を想定する必要があり、スポーツ・ツーリズムによる産業振興的アプローチの場合には直接的効果を想定した環境整備が必要となる。

スポーツイベントなどにおいては、交流・対流人口の増加に伴う目的消費や観光消費の拡大によって経済的效果を拡大させることが求められ、それらの増大に伴う社会的効果も併せて期待されているため、どちらのアプローチにおいても相応の環境整備が必要であることは言うまでもない。

たとえば文部科学省と国土交通省など、それぞれのアプローチは異なるものであっても、首長による強いリーダーシップのもと、自立性やサステナビリティを重視した政策の進行が重要である。

今後スポーツ・ツーリズムを地域振興の起爆剤として、また推進するプラットフォームを地域活性のエンジンとして、スポーツ活動、文化・芸能活動を問わず各種の団体との連携・協働やプ

ロモーション活動を積極的に行なっていくことが求められているため、地域連携プロジェクトともいえる「スポーツ・ツーリズム」による地域振興の期待はますます高まっていくと考えられる。

〔注〕

- 1) 特例加算：地方税，地方交付税の法定率分及び法定加算，地方債，国庫支出金などの歳入の合計額と，地方財政の収支見通しの歳出総額との間に生じた乖離分（不足財源）を国・地方が折半して補填するための加算。
- 2) 住民福祉：地方自治法の第1条の2には「地方公共団体は，住民の福祉の増進を図ることを基本として・・・」という地方自治体の目的が明記されている。つまり地方自治体の目的は，住民の福祉を増進することが目的となっている。
その「福祉」が持つ意味は，バリアフリーや弱者対策のような狭義の福祉ではなく，広義の「福祉」を意味している。
住民・福祉団体・福祉施設などが，関係諸団体の活動，公的サービスの連携の下で，「自助」「共助」「公助」を重層的に組み合わせた「地域福祉」を推進すること。
- 3) 中央主導型の政策スキーム：中央集権の行政システムや組織では，組織全体から収集した情報を基に，一極の意思決定組織が全体を統括・管理するスキームをさす。規模的序列となるため，政治・行政においては政府の立場や決定権が優先され，地方都市の立場や決定権が軽視されやすいという特徴があるため，個別案件などへの柔軟な対応が難しくなりがちであり，地方と中央との間で情報格差や経済格差が顕著に表れることが多い。
- 4) 地方分権一括法（2000年）：国と地方公共団体の関係についての新たなルールとして，地方分権一括法の施行により，国と地方公共団体の新しい関係を確立するため，機関委任事務制度の下での国による包括的な指揮監督権を廃止し，関与の一般原則に基づき，新たな事務区分（自治事務及び法定受託事務）ごとの関与の基本類型が国と地方公共団体の関係を定める基本法である地方自治法で設定された。
- 5) 景気後退：景気後退とは，景気循環の局面における景気が下降している状態をさす。景気循環を2つの局面（景気拡張期，景気後退期）で捉えた場合の「景気後退期」がこれにあたる。
- 6) 国民の都市部への移動傾向：「地方は人口減少を契機に，人口減少が地域経済の縮小を呼び，地域経済の縮小が人口減少を加速させるという負のスパイラルに陥るリスクが高い」ということから，「人口減少克服・地方創生に取り組むことが重要」としている。
- 7) 三大都市圏：人口の集中化が顕著な東京圏，名古屋圏，関西圏を指す。
 - ①東京圏…東京都特別区，さいたま市，千葉市，川崎市，横浜市，相模原市及びこれらに対する通勤・通学10%圏（平成22年国勢調査）に含まれる市町村を指す。
 - ②名古屋圏…名古屋市及び同市に対する通勤・通学10%圏（平成22年国勢調査）に含まれる市町村を指す。
 - ③関西圏…京都市，大阪市，堺市，神戸市及びこれらに対する通勤・通学10%圏（平成22年国勢調査）に含まれる市町村を指す。
- 8) 地方創生：人口の減少や雇用の減少に苦しむ地方自治体の活性化を目指すため，様々な政策によって具体的な地域振興の方向性やあり方を築くこと。
- 9) コストセンター：コストセンターとは，企業において利益を生み出さない部門。集計されるのは費用だけで，その部門が提供するサービスのレベルと，サービスにかかる費用について責任を持つ。
- 10) プロフィットセンター：プロフィットセンターとは，企業や組織などにおいて利益を生み出す部門。プロフィットセンターは通常，収益と費用の両方が集計され，収益から費用を差し引いた利益を極大化することを目標に機能する。

〔参考文献〕

- 大田 清「地域と所得分配, 就業機会分布」(労働政策研究・研修機構 労働政策研究報告書 No.89
「都市雇用と都市機能に係る戦略課題の研究」所収)
- 国立社会保障・人口問題研究所 [2006] 「日本の将来人口」
- 国立社会保障・人口問題研究所 [2007] 「日本の都道府県別将来推計人口」
- 小峰 隆夫 [2008] 地域政策の新しいパラダイム (地域イノベーション 0 号 001-008)
- 鈴木 奏到 [2015] 「地方創生と地域政策について」(IBS Annual Report 研究活動報告/特集論文)
- 国土交通省 国土政策局 総合計画課 [2014] 「国土のグランドデザイン 2050 ～対流促進型国土の形成～」
内閣官房まち・ひと・しごと創生本部：事務局まち・ひと・しごと創生「長期ビジョン」「総合戦略」
- 三井住友信託銀行 調査部 [2014] 「時論～地方創生に求められる覚悟」
- 本郷 満「スポーツによる地域活性化～中国地域経済白書 2013 より～」(中国地方総合研究センター)
- 原田 宗彦, 木村 和彦 [2009] スポーツ・ヘルスツーリズム (大修館：スポーツビジネス叢書)
- 中野 文彦 [2011] スポーツを通じた地域の活性化スポーツ・ツーリズムを考える (Report2011-2012)
- 岡本 純也 [2015] 「スポーツ観光」のまなざし (一橋大学スポーツ研究, 34: 30-35)
- 工藤 康宏, 野川 春夫 [2002] スポーツ・ツーリズムの研究枠組みに関する研究 (順天堂大学スポーツ健康科学
学研究第 6 号 183 ～ 192)
- 株)日本政策投資銀行 [2016] 「わが国スポーツ産業の発展可能性とスポーツを核とした街づくりを担うスマート・ベニュー[®]」財団法人堺都市政策研究所 [2010] スポーツを活かしたまちづくりに関する研究
- 国土交通省 [2014] 国土のグランドデザイン 2050 (対流促進型国土の形成)
- 沖縄県 [2012] スポーツ・ツーリズム戦略推進事業実施報告書
- 札幌市 [2012] 札幌市スポーツ推進計画
- 仙台市 [2012] 仙台市スポーツ推進計画
- さいたま市 [2014] さいたま市スポーツ振興まちづくり計画 (改定版)
- 千葉市 [2016] 千葉市スポーツ推進計画
- 川崎市 [2012] 川崎市スポーツ推進計画
- 横浜市 [2010] 横浜市スポーツ振興基本計画
- 新潟市 [2015] 新潟市スポーツ推進計画
- 静岡市 [2015] 静岡市スポーツ推進計画
- 浜松市 [2014] 浜松市スポーツ推進計画
- 名古屋市 [2013] 名古屋市スポーツ推進計画
- 京都市 [2011] 京都市市民スポーツ振興計画
- 大阪市 [2017] 大阪市スポーツ推進計画
- 堺市 [2016] 第 2 次堺市スポーツ推進計画
- 神戸市 [2015] 神戸市スポーツ振興プラン
- 岡山市 [2013] 岡山市スポーツ推進計画
- 広島市 [2011] 広島市スポーツ振興計画
- 北九州市 [2016] 北九州市スポーツ振興計画 (改訂版)
- 福岡市 [2010] 福岡市スポーツ振興計画